

## 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

### 1. 確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対して、その申請に基づき、各施設・事業の種類に従い、支給認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

### 2. 利用定員の変更施設について（予定）

施設・事業の種類		認定こども園				
施設名		中京こども園				
所在地		瑞浪市土岐町2197番地の1				
認可定員		166名				
利用定員 (人)		1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳	1・2歳	
	変更前	60	42	0	8	110
	変更後	70	70	0	10	150
	増減	+10	+28	0	+2	+40
変更予定年月日		令和5年4月1日				
変更理由		(現)啓明保育園の閉園に伴い、園児の進級先の確保が課題となっています。この課題解消のために、受入れ可能な利用定員に変更いたします。				
利用実績(人)		令和4年度				
4月1日現在		103				

#### ※利用定員の変更

確認対象の施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議が必要になります。また、定員を減少させる場合には3ヶ月前までに施設長が市町村に届ける必要があります。

利用定員を変更する場合、子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けされていません。